町報 岡垣

発行所
岡垣町役場
責任者
岡垣町長 深田順一
印刷所
有限会社 大和印刷所
電話（宗像）2027番

農地法改正のあらまし

農地法は食管制度とともに、農業を支える大きな柱となっていますが、この農地法が最近の社会経済情勢の変化に対応して、農地の流動化を円滑にして農業経営の規模拡大をはかり、またますます本格的に展開されようとしている農業の構造改善の基礎条件をつくるため、今年10月より改正されます。以下はその改正のあらましです。

1．農地取得の上限がなくなった

今まで農地の所有面積は約三ヘクタール以下と制限されていましたが、本人又は世帯員が常時その経営に従事している場合は、新たに取得することにより経営面積がいくら大きくなってもよいことになりました。

2．下限面積の制限が50アールに引上げられた

いままでは農地を買ったり借りようとする場合、その権利を取得する前の経営規模が三十アール以上でないと許可されませんでしたが、今度の改正により取得後五十アール以上でなければならないと改められました。この趣旨はあまりにも零細な農家の生まれるのを防ぐためです。

3．創設農地も貸付できる

いままでの農地法では農地改革やそれ以前に国が自作農を作る目的で売渡した農地は小作にだすことを禁止していましたが、今度は売渡し後十年を経過したものは貸付できるようになります。

4．土地を効率的に利用しないと権利取得は許可にならない

いままでの農地法でも、生産が低下することが明らかである場合は、農地の権利取得はできないとなっていましたが、よりはっきりするため農業経営の状態、通作距離などからみて、その土地を効率的に利用して経営できないと認められる場合は、許可できないと改正されました。これは最近地価の値上り等により本気で農業をやるつもりもなく、財産保全のために土地を買う傾向が現われているのを防ぐためです。

5．小作人が承知すれば別の人にも小作地を売ることができる

いままで小作地は、小作人以外の者に売ることはできませんでしたが、その所有権を移転することについて小作人が同意した場合は、小作人以外の者にも売れることになりました。

6．農協に農業経営を委託することができる

いままでも農地の売渡しや貸付を目的として、農地を信託する制度がありましたが、このほか今度は農業経営の委託もできるようになりました。

7．農地移動の許可権の大部分が町の農業委員会に移される

いままでは農地の権利移動については、賃借権をのぞきすべて県知事の許可を要することになっています。今度は居住地内での個人間の農地の権利移動は、所有権を含めてすべての町の農業委員会の許可でよいことになりました。

8．農業生産法人の要件緩和

いままでの農業生産法人は、自作主義の枠できびしくしばられていたのですが、今回この要件を緩和することにより、より積極的な経営ができるようになりました。

9．小作地の所有制限が緩和された

農地法では小作地の所有を制限しており、不在地主については小作農地その所有権を認めず、在村地主については約一ヘクタールの所有だけが認められています。この小作地所有制限が次のように緩和されました。

㋑離農者と、その者と住居生計を一つにしていた相続人、すなはち親子二代に限って、在村地主なみ（約一ヘクタール）の小作地所有が認められるようになった。

㋺市街化区域内の小作地等については、小作地の所有制限がなくなった。

㋩小作採草放牧地の所有制限がなくなった。

10．賃貸借の解約制限が緩和された

賃貸借を解約、解除、更新拒絶しようとするとき、つまり小作地を返してもらおうというときは、いままでの農地法では知事の許可がいり、知事は法で決めた正当な理由による場合でなければ、許可をしてはいけないとなっていました。このことが「一度小作にだせば返してもらうのは大変だ」ということになって、作りきれなくなった農家までが、賃貸借を敬遠してヤミ小作等を生みだしているという矛盾がおきています。そこで今度はこの規制を若干ゆるめて、正規の賃貸借に乗りやすいようにしました。

即ちつぎの場合には賃貸借の解約等は知事の許可を必要としなくなりました。

㋑書面で合意が成立していると、はっきりしている合意解約

㋺十年以上の期間を定め、定期賃貸借の期間が終了した場合の更新拒絶

11．小作料統制が緩和された

小作料統制を緩和することにより、借地での流動化を促進するため次のように改められました。

㋑いままで農地一筆ごとの最高小作料が定められていたがこれが全廃され、地主、小作が相談をしてよいことになった。

㋺地主、小作の双方から増額請求ができるようになった。

㋩農業委員会は、標準的な小作料を決めておいて、これに比べて著しく小作料が高いものがあるときは、その減額を勧告できるようになった。

㋥但しいまの小作地には、当分の間従来の統制方式が継続されます。

12．農業委員会による和解の仲介制度がはっきり定められた

こん度の農地法改正で、農地の利用関係が当事者間の話合にゆだねられる事項が多くなったので、農業委員会は当事者の双方や一方から申立があったときは、和解の仲介を行うようになりました。

13．違反転用に対する処分がきびしくなった

いままでは農地法違反の農地転用には罰則（三年以下の懲役または十万円以下の罰金）だけでしたが、この度の改正で、許可の取消し、原状の回復その他違反を是正するための措置命令ができるようになりました。

★農地の転用、売買の知識

最近町内でも住宅ブームにのって、どんどん農地が宅地等に転用されていますが、なかには転用の許可もなく埋立たりしていることもあります。農地法改正のあらましでもふれましたように、農地を転用あるいは売買する場合は農地法でいろいろの制限があり、定められた手続きをしなければなりません。

次のことは知識として是非憶えておきましょう。

一、農地を他の目的にすることなく農地として売買する場合

1、まず取得後の農業経営面積が50アール以上にならなければ買うことができません。

2、売買するときは、所有権移転の許可申請を農業委員会にしなければなりません。

（農地法第三条による許可申請）

提出書類

イ、3条許可申請書　二部

ロ、買受人の住民票抄本　二部

ハ、その他農地の登記簿抄本　二部

二、農地を他の用地として転用する場合

1、農地転用の許可を申請すれば無条件で許可になるものでなく、その土地が農地として非常に優れているような場合は許可にならないことがあります。許可申請の手続としては

イ、4条許可申請書　二部

ロ、申請人の住民票抄本　二部

ハ、その土地の登記簿抄本　二部

ニ、位置図、字図、配置図　おのおの二部

ホ、工事計画書　二部

ヘ、隣接耕作者の承諾書　二部

ト、その他必要と認める書類

三、農地を他の用地として利用するため売買する場合（農地法第五条による申請）。

1、これは宅地等に転用するため売買するもので、条件は4条の申請とほとんど変りません

2、申請書類

省略

四、許可申請は毎月五日までに

町の農業委員は通常毎月一回十日頃に開催しています。許可申請を毎月五日までにしますとその月末には許可書を受けることができますが、五日以後に申請しますと許可書が受けられるのは翌月の末日になります。

岡垣町農業委員会

戦傷者戦没者遺族等援護法の請求権は九月三十日まで

標題の請求権時効は九月三十日をもって時効完成し、請求権が消滅することになりますので、弔慰金、遺族給付金、遺族年金、公務扶助料等未請求の人は、戸籍謄本等添付の上、失期なきよう請求して下さい。

該当者と考えられる人は多少書類の不備はあっても一応受付を完了し、時効の中断を図りたいと思いますので遠慮なく申出て下さい。

なお、旧軍人恩給、引揚者等援護関係で詳しくお尋ねになりたい方は県援護課の援護業務移動相談が左記により実施されますので御利用下さい。

昭和45年度援護業務移動相談

内　容

1、旧軍人、軍属、動員学徒、徴用工、等が公務傷病により死亡（復員後死亡を含む）した場合の遺族援護について

2、戦没者の叙位叙勲について

3、旧軍人軍属および一般邦人の未帰還者で未届の者について

4、旧軍人、軍属、等の恩給について

5、戦傷病者の援護について

6、旧軍人等の軍歴証明について

7、旧金し勲章年金（一時金を除く）について

8、戦没者の妻に対する特別給付金について

9、戦傷病者の妻に対する特別給付金について

10、特別弔慰金について

11、戦没者の父母等に対する特別給付金について

12、引揚者特別交付金について

13、引揚者給付金について

日　程

昭和45年8月26日、（水）午前10時から午後4時まで

場　所

遠賀郡、中間市、は水巻町で、会場は追って決定されることになっていますので当町役場民生課にお問合せ下さい。

（民生課）

国民年金より

◎七月から保険料は四百五十円納めましょう。

国民年金の保険料の額は七月分から四百五十円になりました。

これまでの保険料の額は三十五歳未満の人は二百五十円三十五歳以上の人は三百円と定められておりましたが七月から年齢に関係なく四百五十円となりました。

保険料の額が引き上げられたのは今月から老齢年金や母子年金や障害年金などの年金額が月額で五千円から八千円に引き上げられたことに伴って保険料も引き上げられたものです。ところでこの保険料を納めなかったり納めるのが遅れたりしますと折角国民年金に加入していながらかんじんのときに障害年金や母子年金などがうけられない場合がありますから注意してください。どうしても納められないときは保険料の納付を免除する制度があります。免除をうけた場合は納めた場合より年金額などの点で不利になりますが年金をうける資格期間に算入されますので滞納されるより有利ですそして免除をうけておけばあとから免除をうけた分を納めることができますのであとから追納すれば年金額も保険料も納めた人と同様になります。

○山田区の年金委員さんが内本法醫さんより秋武ナミさんに変わりました。

（住民課年金係）

狩猟をしようとする皆さんへ

猟の醍醐味を満喫しようと思っておられる皆さんは、一月一日の狩猟解禁を心まちにされていると思います。

狩猟をするためには必らず狩猟をしようとする県の狩猟免許を受けなければなりません。それには居住地の県で開催される狩猟講習会に出席し狩猟をするために必要な法令鳥獣の判別猟具の取扱い等について受講し、狩猟に関する知識をもっている事の認めを受けなければなりません。

これらの重要事項を知らなかった為に、法違反者として処分を受けたり思わぬ事故を起こして生涯に悔を残すことのないよう、必らず狩猟講習会を受講して下さい。

尚法令の改正によって乙種及び丙種は同一講習で何れの免許も受けられるようになりましたのでご注意下さい。本年度の狩猟者講習会は次の日程で実施しますので、受講希望者は自分が受講しようとする講習会の五日前までに、地区猟友会支部を通じて所轄農林事務所（岡垣地区は八幡農林事務所）に申し込んで下さい。

(1) 受講申込に必要なもの

イ）受講申込書一通（八幡農林事務所）及び各猟友会支部に備えつけております

ロ）写真一葉（最近、六ケ月以内に撮影したもの、正面上半身無帽のライカ判

ハ）受講手数料

初心者課程……七〇〇円

経験者課程……四〇〇円

（福岡県領収証紙で納入の事証紙は県が指定したもので福岡銀行本支店、警察署内、保健所等で取り扱っている）

(2) 講習時間

	初心者課程	経験者課程
関係法令	3時間	2時間
鳥獣の判別	2時間	30分
猟具の取扱	1時間	30分
考査	1時間	1時間

岡垣町憩の家
臨海荘
電話 2～0122

保母試験の実施

昭和45年第2回福岡県保母試験が左記により実施されます。願書ならびに実施要綱は役場民生課にありますのでお問合せ下さい。

一、試験の期日　昭和45年8月25日（火）から昭和45年8月28日（金）まで　四日間

一、試験の場所　中村学園大学（福岡市大字鳥飼字原一二四二）

一、願書受付期間　昭和45年8月1日（土）より昭和45年8月10日（月）まで

昭和45年度
講習会日程表

月.日	曜	講習区分	講習会場
8.5	水	経験者課程	八幡警察署
8.19	水	初心者課程	折尾警察署

詳細については係の産業課へお問い合せ下さい

(5)その他

八幡農林事務所に於いて受理した申込書及び手数料は如何なる理由があっても返還いたしません。

(4)受講資格

(イ)経験者課程…昭和四十二年に受講し昭和四十二年度までのうち一回以上狩猟免許を受けた者

(ロ)初心者課程…右記以外の者のうち法の制限をうけない者。

(3)受付時間

	受付時間	講習開始	終了予定
経験者課程	午前 8時30分	午前 10時	午后 3時
初心者課程	午前 8時	午前 9時	午后 5時

註　尚定刻に遅くれた場合は受講出来ません

八月の園芸

◎ダリアの手入れ

六、七月によく咲いたダリアは乾燥と暑さで元気が悪くなるので、葉二～三枚つけて切りもどす。上旬にすれば九月に、中旬に切りもどせば十月に咲く。

◎小ギクしんつみ

まるづくり、懸崖づくり用の小ギクは、しんつみをくりかえす。

鉢の温度をさげるため、鉢にコモを巻きいつもぬらしておくとよい。

◎パンジーなど早まき

涼しい場所でまく。育苗がよければ十二月に開花。

鉢植えキンギョソウなど年末に花をみるため、上中旬にまく。

◎シャクヤクの株分け

月末に古葉を切りとり、三年以上たったシャクヤクの株分けする

◎ボタンのつぎ木

月末にシャクヤクの根を台木にして切りつぎする。

◎芽つぎ

四季咲きバラ、花モモの芽つぎを下旬に

◎ミョウガの花収穫

◎たねまき

秋大根は晩生、中生、早生の順序に、上旬、中旬、下旬の逆順にまく。

下旬にカラシナ、キョウナ類、カブ類、ホーレン草。

われこそは
郡民体育大会

八月二十三日十時から岡垣中学校で、第十一回郡民体育大会の開会式をやり各種目で各町の覇を競います。これは県民体育大会の予選を兼ねています。われと思わんものは公民館に名前をつけ出して下さい。岡垣町内に住んでいる方なら誰でもよいのですから、知人の方でも推せんして下さい。（八月十日まで）

競技種目、会場

1、陸上競技（岡垣中）

一般男子の部

百米、八百米、五千米

四百米リレー、一万米

走巾跳

一般女子の部

百米　四百米リレー

走巾跳

青年男子の部

百米、四百米、千五百米

五千米、一万米　走巾跳

砲丸（5・45瓩）投　三種競技（巾跳　砲丸千五百）

青年女子の部

百米　二百米　走巾跳

走高跳、　砲丸（4瓩投

三種（六十米、走高跳

ハンドボール投）

2、バスケットボール（芦屋中学）　一般男子

教員男子

3、バレーボール（吉木小）一般男子女子

青年男子女子

4、軟式庭球（芦屋中）

男子五組　女子二組

5、卓球（岡中）

一般の部　青年の部

6、柔道（吉木小）

一般の部、青年の部

7、剣道（吉木小）

一般の部、青年の部

8、弓道（岡垣役場裏）

一般男子、女子の部

9、相撲（岡中）

一般の部、青年の部

10、野球（芦屋中）

※　青年とは、昭和二十年四月一日以降生れた人で、学生生徒以外の人。

海老津駅だより
死傷事故をなくしましょう

例年夏季は海水浴登山帰省等のお客様で駅や車内が混雑するので、各種の犯罪旅客の死傷事故が多発するほか、迷惑行為なども年間を通じて最も多く、輸送秩序が乱れる時期であります特に旅客の死傷事故が最も多く発生しております。これから暑さが増すと転落や信号機に衝撃する事故が多いので、次のことを十分ご注意下さるとともにご協力をお願いします。

記

○整列乗車を守っていただくとともに降る方がすんでからご乗車して下さい。

○進行中のデッキ乗車はおやめ下さい。特に通学生の方がお行儀が悪いようです。

○乗降口や混雑する場所では特に懐中物にご注意下さい。

○迷惑行為があったときは車掌や駅の係員にすぐお知らせ下さい。

○席を立たれるとき、睡眠がついたときなど手廻品にご注意下さい。

○車内その他でのお酒は他人に迷惑にならない程度お楽しみ下さい終列車の乗越は家族の方が心配されます。

海老津駅長　渡辺清

吉木に住んで

私達一家が吉木に居をかまえて一年になります。以前は福岡市の郊外に住んでいましたが、主人の転勤で戸畑に住むようになり、交通の便、買物、学校、病院等近くにあって、非常に便利で当初は大変よろこんでおりました。

ところが引越して一ケ月過ぎる頃、幼稚園に行っている長女がハシカにかかり、ハシカの方は、なをりましたが、公害のため気管支炎を併発して、それから約四ケ月入院しておりました。その間私も肩枕膜になり、手術をし母子そろって入院というつらい思いをしました。又、当時三才になる末娘が小児ゼンソクになり、一週間と病院にかからない週はないくらいひどくほんとうに困りました。病院の話によれば、戸畑では小児ゼンソクの入院が大変多いとの事、やはり公害のためだろうと云われていました。私達が住んでいた所は戸畑の中でも一番公害がひどいらしく、町名をとった「○○ゼンソク」と云われるくらいひどいところで、風向によってはいやなガスの匂いがし、時々夜中等ガスもれではないかとあわてて元栓をしらべた事もあり、洗濯物などを干していてにわか雨にあうと、白い物などシミがついて、洗ってもなかなか落なくて困りました。又部屋の中も一日中ザラザラして、タタミ拭など隔日ごし、時には毎日拭かなくてはならない状態でした。公害という事は知ってはおりましたが、身をもって体験しこれ程ひどいものとは思いませんでした。それにひきくらべ澄きった青空、自然に恵まれた環境、又人情のこまやかさでは町内随一といわれる当地に、友人のお世話で住むようになり、最近ではお陰様で親子共々すっかり元気になりました。本当によかったと思っています。

吉木　磯野貞子

岡垣風土記
(十)

△糠塚

全国に分布している地名で、長者が捨てた米糠が、塚となったとある。

また、礼拝塚（頭突塚）であるともいわれている。

例えば、栃木県那須郡西村寒井糠塚原は、源義家が、阿部貞任を征伐した時、この地に祭壇を築いて、男山八幡を遥拝し、戦勝を祈ったところで、叩頭塚（ぬかづきづか）といったのを略して、ぬかづか（糠塚）といったとある。

△矢刻川（糠塚）

里伝では、神功皇后が、手野の下山（浜山）の矢筈竹を伐って、矢を刻かせられたので、矢刻川といったとある。

伝説はともかく、ここが、上代の矢刻部に関係のあることは、地名からも考えられる。

上代は、矢をつくる工人を矢刻部といった。

はぎの原義は刃つくりで、広く刃物の細工を意味したのであるが、後には、はぎの意に転用されて、矢をつくることだけに、原義が残ったのである。

なお、「続日本紀」天平五年（七三三年）七月の条には、「筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、日向に仰せて、甲、刀、弓箭を造り、毎年、その様を、太宰府に送る。」とあるように、毎年、甲、刀、弓箭などを、一定数製作することが義務づけられていた。

△榎坂（糠塚）

榎坂のさかは、境のことである。（或は、峠のことともも思はれるが、峠は、たいてい村境になっているところが多い。）

そして、そこには、その村を守護する境の神、つまり、さえの神（道祖神）を祀つた。また榎は、昔から、道祖神の神木とされていたので、この木を境に植える風習は、全国に広く行はれていた。

△久保（糠塚）

この地名は、黒山、元松原にもある。

くぼ地、くぼみまたは、奥深くかくれたところのことであるが、吾々の遠い祖先は、その地形から、女のまたくら、つまり、女陰を連想した。

「催馬楽」に、「くぼ（女陰）の名をなんという。狭口の穴ぐら、日中の引きこもり、狭口の穴となる。」とあるが、これは、久保が女陰を意味することをおもしろくいいまはしたのである。

我が国に、孔子の教えがまだ伝はらなかった頃の古代人は、こういうことについては、ひじょうに、おうらかであった。

例えば、「古事記」の第一頁にある伊邪那岐命、伊邪那美命、男女二神の結婚初夜のことなど、今であったら、道学者先生から叱られ、或は、発禁にもなっていたであろうが、それが、元明天皇の詔によってできた本に、堂々と記されている。

また、天宇受売命という女の神が、天の岩戸の前でフラダンスを踊った時のことが、やはり、「古事記」には、次のように記されている。「天の岩戸の前に槽を伏せて、それを踏みならしながら踊ったが、（もちろん、その頃は、ブラジャーもパンディもなかったから）乳房も陰部もむき出しであった。」

それで、日頃はしかつめらしい神々も、よほど嬉しかったとみえて、「高天原どよめきて、八百萬の神（やおよろづのかみ）どっと笑いぬ。」とある。

民俗では、これを、神楽（かぐら）の始まりといっているが、むしろ、今のヌードショウの元祖といったところであろう。

この久保も、吾々の祖先が、そういったおうらかな気持からつけた地名である。

八幡　門司勇

議会だより

第二回定例議会は六月十日招集、会期は六日間と決定次の議案が原案可決となる。

1、岡垣町職員定数条例の全部を改正する条例

2、岡垣町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

3、岡垣町総合計画審議会条例判定について。

4、岡垣町税条例の一部を改正する条例。

5、岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例

6、遠賀郡岡垣町ほか三ケ町伝染病院組合規約の一部を改正する規約

7、新設の提起について。

8、昭和四十五年度岡垣町一般会計補正予算。

9、県行造林契約の一部解除について。

会期は六日間となっていたが提案の議案が十二日（第二日目）で全部終結したので第二回定例会は会期三日間で閉会される。

議会事務局

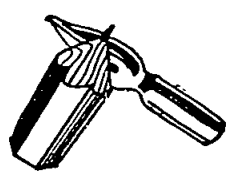

「植木の寄附並びに植樹の奉仕」

岡垣町庁舎前の庭園に次のとおり

○ワシントンニヤ　二本
原区　林山静雄殿より

○ツツジ　四〇〇本
岡垣町寿会より

○黄金桧葉　六〇本
岡垣町商工会青年部より

植木の寄附があり、寿会の奉仕でツツジ、黄金桧葉の植樹を、又草取りの手入もしていただきまして、ありがとうございました。

この庭園も来年は、ツツジの満開によるみごとにきれいな庭園になることと思います。

総務課

海水浴場等における事件事故の防止

海のシーズンにはいり、例年、海水浴場においては置引や車上狙いの盗難や水死が発生していますので、次の諸点に注意しましょう

○「危い」子供さんから目を離さないようにしましょう。

○貴重品は、かならずあずけましょう。

○車にはキイをかけましょう。

○車の中に衣類、貴重品をおかないようにしましょう。

!!　車内には置くなのせるな貴重品　!!

!!　カギと鍵をかけてまず安全　!!

折尾警察署